

令和5年 4月 6日

奈良県公安委員会 御中  
奈良県警察本部長 殿

住 所 [REDACTED]  
事務所所在地 大阪市中央区平野町2丁目2番7-504号

三橋高等法律事務所  
弁護士 三 橋 和 史

横断歩道等における道路標識及び道路標示の設置状況の調査及び適正化等を求める請願書

貴委員会及び貴職におかれては、道路での子どもを始めとする歩行者の安全を確保するための取組を推進されているところです。その一環として、車両による歩行者妨害に対する交通指導取締りも強化されているものと承知しており、近年におけるその件数の推移について見ると、別紙1のとおり、平成27年には僅か290件にとどまっていますが、翌年以降は毎年大幅に増加し続け、平成28年には337件、平成29年には606件、平成30年には1,155件、令和元年には1,788件、令和2年には2,570件、令和3年には3,923件にも上っており、貴委員会及び貴職並びに貴職管下の警察官らによる多大な努力を窺うことができ、その取組には心より敬意を表します。

ところで、横断歩道とは、道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」ということがあります。）により歩行者の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分（道路交通法第2条第1項第4号）、自転車横断帯とは、道路標識等により自転車の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分（同項第4号の2）。そして、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」といいます。）が道路標識等を設置し、及び管理して交通の規制をするときは、歩行者又は車両がその前方から見やすいように設置し、及び管理してしなければならないとされています（道路交通法施行令第1条の2第1項）。そして、公安委員会が横断歩道又は自転車横断帯（以下「横断歩道等」ということがあります。）を設けるときは、横断歩道等を設けようとする場所に、信号機が設置されている場合等を除き、道路標識及び道路標示の双方を設置するものとされ（同条第3項）、「交通規制基準」（令和3年11月30日付け警察庁丙規発第3号）には横断歩道等については「法令上の要件として双方の設置が必要」との記載があります。

道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資する観点からは、横断歩道等の道路標識等が法令の規定に従って適切に設置されるべきことは言うまでもありません。また、横断歩道等の道路標識等の設置による交通規制として適法に効力が発生する要件は、公安委員会の意思決定に基づき、法令の定める

種類及び様式のもの、法令の定める方法によって設置し、法令の定める機能等を保持していることです。仮に、これらのいずれかの要件を欠き、横断歩道等の道路標識等が法令に違反して設置され、又は必要な位置に設置されていない場合は、交通指導取締りによる行政上及び刑事上の処分の適法性や民事上の交通事故処理の在り方にも影響を及ぼし得ることから、横断歩道等の道路標識等の設置に当たっては万全を期さなければなりません。

しかし、当職が独自に調査したところ、貴管内の横断歩道等においては、僅かな箇所について抽出して検討しただけでも道路標識等の設置状況に不備があるものが複数発見されました。貴委員会及び貴職における交通行政の適正な執行に役立てていただくため、別紙2のとおり、それらの具体的な設置状況及び当職によるこれまでの取組みに関して情報提供する次第ですが、当職が発見した不備があるものだけでさえ枚挙に暇がなく、記載したものはごく一部に過ぎないことにご留意ください。したがって、当職が情報提供したもののみならず、貴管内の横断歩道等について網羅的な調査等をする必要があるものと思料します。

つきましては、請願法第3条第1項の規定に基づき、下記の各事項（以下「請願事項」といいます。）について実施されるよう請願しますので、貴委員会及び貴職において十分に検討の上、請願事項について各別に、貴委員会による議決の可否の結果、貴職による見解及び本請願書の提出日以降に取った対応の内容を示してご回答いただくようお願いいたします。

なお、請願事項については、他の都道府県警察等における運用、関係法令及び警察庁からの通達等を踏まえたものであり、本請願書の提出日以降における法令改正等の特別の事情のない限り、概ねそれらの内容どおりにご対応いただけるものと考えています。

すなわち、下記1(1)及び(2)並びに2ないし4については、主に、最近では、徳島県公安委員会及び徳島県警察において、横断歩道の設置について同公安委員会による決定が経られた記録を確認することができない箇所があったことから是正のための措置が講じられ、青森県公安委員会及び青森県警察、群馬県公安委員会及び群馬県警察、栃木県公安委員会及び栃木県警察並びに長野県公安委員会及び長野県警察において、道路交通法第2条第1項第4号及び同項第4号の2、同施行令第1条の2第3項の規定からも明らかであることに加えて、「交通規制基準」に照らせば、横断歩道等の道路標識が直進車両だけでなく右左折車両からも視認できる位置に設置されている必要があるとの帰結が導かれることから是正のための措置が講じられた経緯があることを踏まえ、貴管内においても必要な措置を講ずることを求める趣旨です。

次に、下記1(3)及び5ないし8については、「交通規制基準」には、「道路標識等の管理基準」として「どの道路標識がどの場所に対するものが明確に分かるか。」という観点も踏まえて点検し、明確に分からないものについては見直しの対象とすることが記載されているところ、貴管内の横断歩道等については、横断歩道等の道路標識が横断歩道等の道路標示から離れて設置されている場合が散見され、このような場合においては、当該道路標識と当該道路標示がそれぞれ同一の横断歩道等に対するものであるか、それとも異なる場所の横断歩道等に対するものであるかが明確に分からないことを踏まえ、どの道路標識がどの場

所に対するものかが明確に分かるようにするために必要な措置を講ずることを求める趣旨です。厳格に解すれば、同法第2条第1項第4号に規定する横断歩道の定義を踏まえれば、横断歩道等の道路標識が当該横断歩道等の直前に設置されるはずの停止線よりも手前に設置されていることは、それ自体が矛盾しているといえます。特に、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「標識令」といいます。）別表第五に規定する横断歩道又は自転車横断帯ありの道路標示、横断歩道等の道路標識及び横断歩道等の道路標示が設置されている場合において、横断歩道等の道路標識が横断歩道等の道路標示よりも横断歩道又は自転車横断帯ありの道路標示に近接して設置され、中には横断歩道又は自転車横断帯ありの道路標示の位置よりも手前に設置されている箇所まであり、これらについては、単に明確に分からないということとどまらず、「交通規制基準」に点検及び見直しの対象として記載されている「道路標示と道路標識の表示内容が一致していないもの」にさえ該当するものといえ、速やかに是正のための措置を講ずる必要があります。

付言すれば、「交通規制基準」には、「道路標識等設置・管理の基本原則」として「道路標識等の設置に当たっては、交通規制の種類に応じて、標示板の高さ、間隔、配列その他の設置の方法をできる限り統一するように配慮しなければならない。」と記載されています。この点に関して、例えば、今般、是正のための措置を講ずることとした上記青森県警察本部交通部交通規制課等の見解について、当職が聴き取り調査をした結果によれば、横断歩道等の道路標識は、統一して、横断歩道等の道路標示と同様に横断歩道等を設ける場所に設置し、道路の両側の路端に設置する場合は当該場所を挟み込むようにして設置すべきであるということであり、このような理解は、横断歩道の道路標識を設置すべき位置として標識令別表第一に規定する「横断歩道等を設ける場所の必要な地点における路端」の解釈として首肯できます。そして、このように統一して同一の横断歩道等に対する道路標識及び道路標示を近接して設置することとすれば、下記1(2)及び2ないし4に関連して、右左折車両から視認できる位置に横断歩道等の道路標識が設置されていない事態も可及的に防止することができるはずであり、貴管内においてそのような事態となっている場所が散見される原因の一つには、横断歩道等の道路標識の設置の方法を統一せず、上記「横断歩道等を設ける場所の必要な地点における路端」が指し示す距離的な範囲を広く捉え過ぎ、横断歩道等の道路標識を横断歩道又は自転車横断帯ありの道路標示の意義と同様に解して、あたかも予告標識として用いることが許容されているかのように運用してきてしまったことも含まれるものと思料します。

次に、下記1(4)及び(5)並びに9ないし11については、同法第76条第1項ないし第3項の規定を踏まえ、権限のない道路管理者や地縁団体等が設置した法定外表示により、却って危険を生じさせていると見られる事例が散見されることから、必要な措置を講ずることを求める趣旨です。

次に、下記1(6)及び12については、同施行令第2条第4項及び道路交通法施行規則第3条の2第2項の規定を踏まえ、信号表示面に人の形の記号を有する信号機（以下「歩行者用

信号機」といいます。)が設置され、かつ、自転車横断帯が横断歩道と併設されている交差点において、当該歩行者用信号機の灯器に接して同施行規則別記様式第一の二の二に規定する標示(以下「歩行者自転車専用の標示」といいます。)を設置することを失念していると思われる事例が散見されることから、必要な措置を講ずることを求める趣旨です。

最後に、下記1(7)及び13については、警察庁からの通達(令和2年5月28日付け警察庁丁規発第61号、令和3年10月13日付け警察庁丁企発第384号、丁交指発第107号、丁規発第135号、丁運発第227号等)を踏まえ、必要な措置を講ずることを求める趣旨です。

## 記

### 1 横断歩道等における道路標識等の設置状況に関する調査

貴管内の横断歩道等における道路標識等の設置状況について、主に次に掲げる(1)ないし(7)の事項を含む観点から不備があるものや改善の余地があるものがないかどうかを網羅的に調査すること。

(1) 公安委員会による意思決定の手続を経たものであるかどうか。

(2)ア 横断歩道等の道路標識が必要な位置に設置されているかどうか(別紙2「1 横断歩道の道路標識が未設置である箇所」参照)。

イ 交差点の流出部に横断歩道等が設置されている場合は、横断歩道等の道路標識が直進車両だけでなく右左折車両からも視認できる位置に設置されているかどうか(別紙2「2 横断歩道の道路標識が設置されているが右左折車両から視認できない位置にある箇所」参照)。

(3) 横断歩道等の道路標識が「横断歩道等を設ける場所の必要な地点における路端」といえる位置に設置されているかどうか(同一の横断歩道等に対する道路標識及び道路標示が近接して設置されているかどうか。)(別紙2「3 横断歩道の道路標識が設置されているが横断歩道の道路標示と離れ過ぎて設置されている箇所」参照)。

(4) 横断歩道等でない場所に横断歩道等と同様の規制が施行されているかのように誤認させる可能性のある法定外表示が設置されていないかどうか(別紙2「4 誤認可能性のある法定外表示が設置されている箇所」参照)。

(5) 横断歩道等において、法定の規制内容を超えた事項を車両等に求めることを内容とする法定外表示が設置されていないかどうか(別紙2「4 誤認可能性のある法定外表示が設置されている箇所」参照)。

(6) 歩行者用信号機が設置され、かつ、自転車横断帯が横断歩道と併設されている交差点において、当該歩行者用信号機の灯器に接して歩行者自転車専用の標示が設置されているかどうか(別紙2「5 自転車横断帯があるが歩行者用信号機に歩行者自転車専用の標示がない箇所」参照)。

- (7) 横断歩道等の道路標示が摩耗等により完全に消え、又は消えかかっている状態その他の不適切な状態でないかどうか（別紙2「6 横断歩道等の道路標示が摩耗等により消えかかっている状態その他の不適切な状態である箇所」参照）。
- 2 不備の適正化等  
上記1の調査の結果を踏まえ、不備があるものや改善の余地がある横断歩道等における道路標識等については適正化ないし改善を図ること。
- 3 不適法な道路標識等による交通指導取締りの有無の調査  
貴管内の横断歩道等の道路標識等が法令に違反して設置され、又は必要な位置に設置されていない状況で交通指導取締りが行われた事案の有無を調査すること。
- 4 処分等の是正措置  
上記3の調査の結果を踏まえ、該当する事案があるときは、対象者に対して処分の取消しその他の是正のための必要な措置を講ずること。
- 5 標識令に基づく横断歩道等の道路標識の設置等  
同一の横断歩道等に対する道路標識及び道路標示は近接して設置することとし、特に道路標識については、標識令の規定に従って、横断歩道等を設ける場所の必要な地点における路端に設置すること（別紙2「3 横断歩道の道路標識が設置されているが横断歩道の道路標示と離れ過ぎて設置されている箇所」参照）。なお、この点について、「交通規制基準」に横断歩道等の道路標識が横断歩道等の道路標示から何メートル以内に設置しなければならないというような具体的な距離を定める記載がないからといって、横断歩道等の道路標識を横断歩道等の道路標示から離れて設置することが許容されるものとして運用しないこと。
- 6 横断歩道又は自転車横断帯ありの道路標示等との位置関係  
上記5に関連して、特定の横断歩道等について、横断歩道又は自転車横断帯ありの道路標示、横断歩道等の道路標識及び横断歩道等の道路標示を設置する場合は、少なくとも横断歩道等の道路標識が横断歩道等の道路標示よりも横断歩道又は自転車横断帯ありの道路標示に近接することのないように設置すること（別紙2「3 横断歩道の道路標識が設置されているが横断歩道の道路標示と離れ過ぎて設置されている箇所」参照）。
- 7 法定外の予告標識の活用  
上記5及び6に関連して、特定の横断歩道等について、その存在がその手前から十分に認識できない道路等で、前方に横断歩道等があることをあらかじめ示すことにより、横断歩道等を横断する歩行者及び自転車の安全を図る必要があるものについては、横断歩道等を設ける場所の必要な地点における路端よりも手前に横断歩道等の道路標識を設置することにより対応するのではなく、横断歩道又は自転車横断帯ありの道路標示と併せて法定外の予告標識（別紙3参照）を活用すること等により対応すること。
- 8 既存の標柱等の活用  
上記5ないし7に関連して、横断歩道等を設ける場所の必要な地点における路端に横

断歩道等の道路標識を設置しようとする場合において、より適切な位置に既存の標柱等がある場合は、新たに標柱等を設けて横断歩道等の道路標識を設置するのではなく、当該既存の標柱等を活用して横断歩道等の道路標識を設置すること（別紙２「７ 提案により改善された箇所」参照）。

#### 9 誤認可能性のある法定外表示

横断歩道等でない場所に横断歩道等と同様の規制が施行されているかのように誤認させる可能性のある法定外表示を設置しないようにし、又は道路管理者その他の第三者に設置させないこと（別紙２「４ 誤認可能性のある法定外表示が設置されている箇所」参照）。

#### 1 0 自転車横断帯に酷似した法定外表示

上記９に関連して、自転車横断帯でない場所に自転車横断帯に酷似した法定外表示を設置しないようにし、又は道路管理者その他の第三者に設置させないこと（別紙２「４ 誤認可能性のある法定外表示が設置されている箇所」参照）。

#### 1 1 法定の規制内容を超えた事項を内容とする法定外表示

横断歩道等において、歩行者若しくは自転車又は停止車両等の有無にかかわらず常に一時停止することその他の法定の規制内容を超えた事項を車両等に求めることを内容とする法定外表示を設置しないようにし、又は道路管理者その他の第三者に設置させないこと（別紙２「４ 誤認可能性のある法定外表示が設置されている箇所」参照）。

#### 1 2 歩行者自転車専用の標示の設置

歩行者用信号機が設置され、かつ、自転車横断帯が横断歩道と併設されている交差点において、当該歩行者用信号機の灯器に接して歩行者自転車専用の標示を設置すること（別紙２「５ 自転車横断帯があるが歩行者用信号機に歩行者自転車専用の標示がない箇所」参照）。

#### 1 3 横断歩道等の道路標示の維持管理

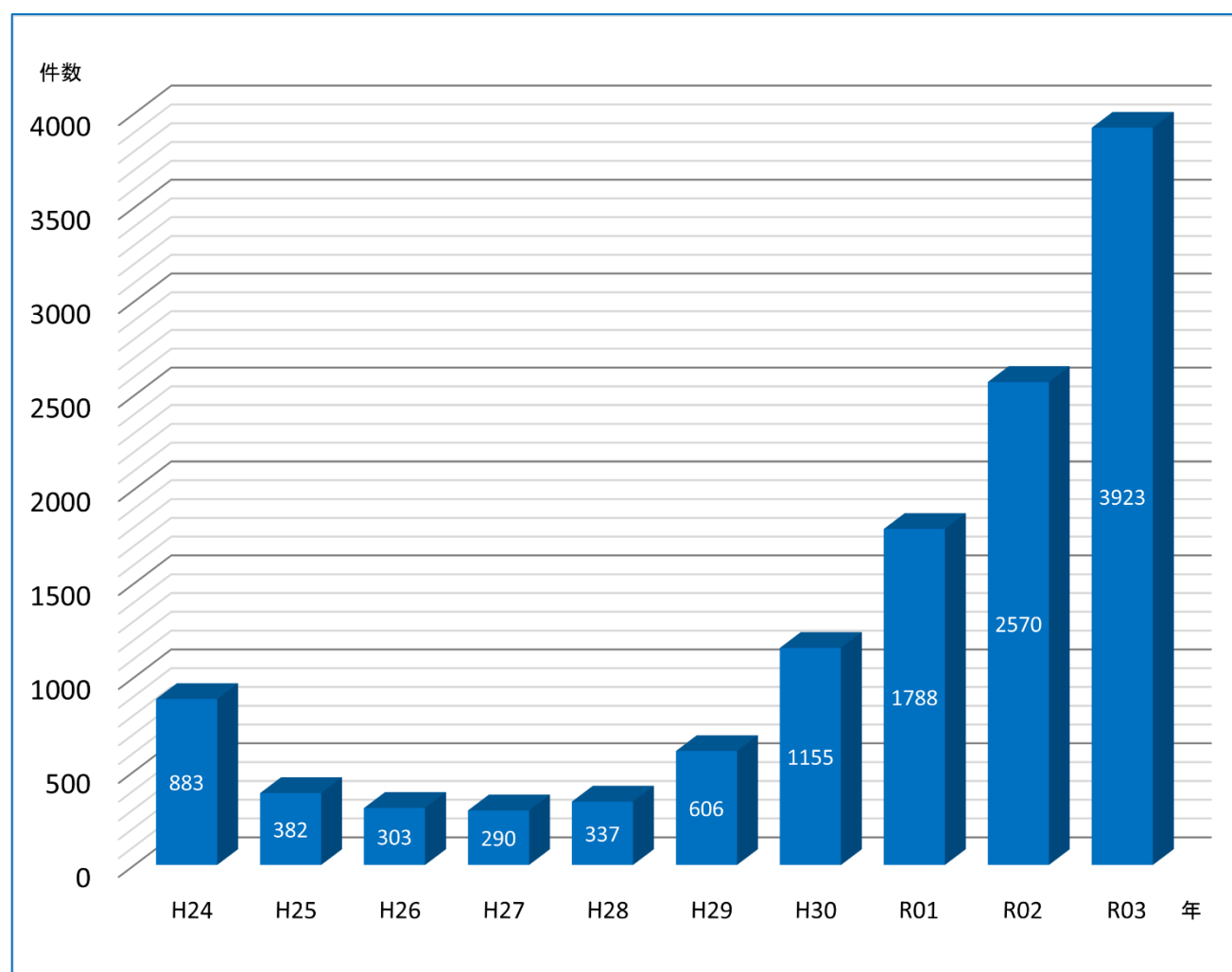
横断歩道等の道路標示が摩耗等により完全に消え、又は消えかかっている状態で長期間が経過することのないよう、横断歩道等の道路標示の状況を網羅的に見た上で優先順位を付して計画的に塗装し直すこと（令和２年５月２８日付け警察庁丁規発第６１号、令和３年１０月１３日付け警察庁丁企発第３８４号、丁交指発第１０７号、丁規発第１３５号、丁運発第２２７号）その他の適切な維持管理に努めること（別紙２「６ 横断歩道等の道路標示が摩耗等により消えかかっている状態その他の不適切な状態である箇所」参照）。

以 上

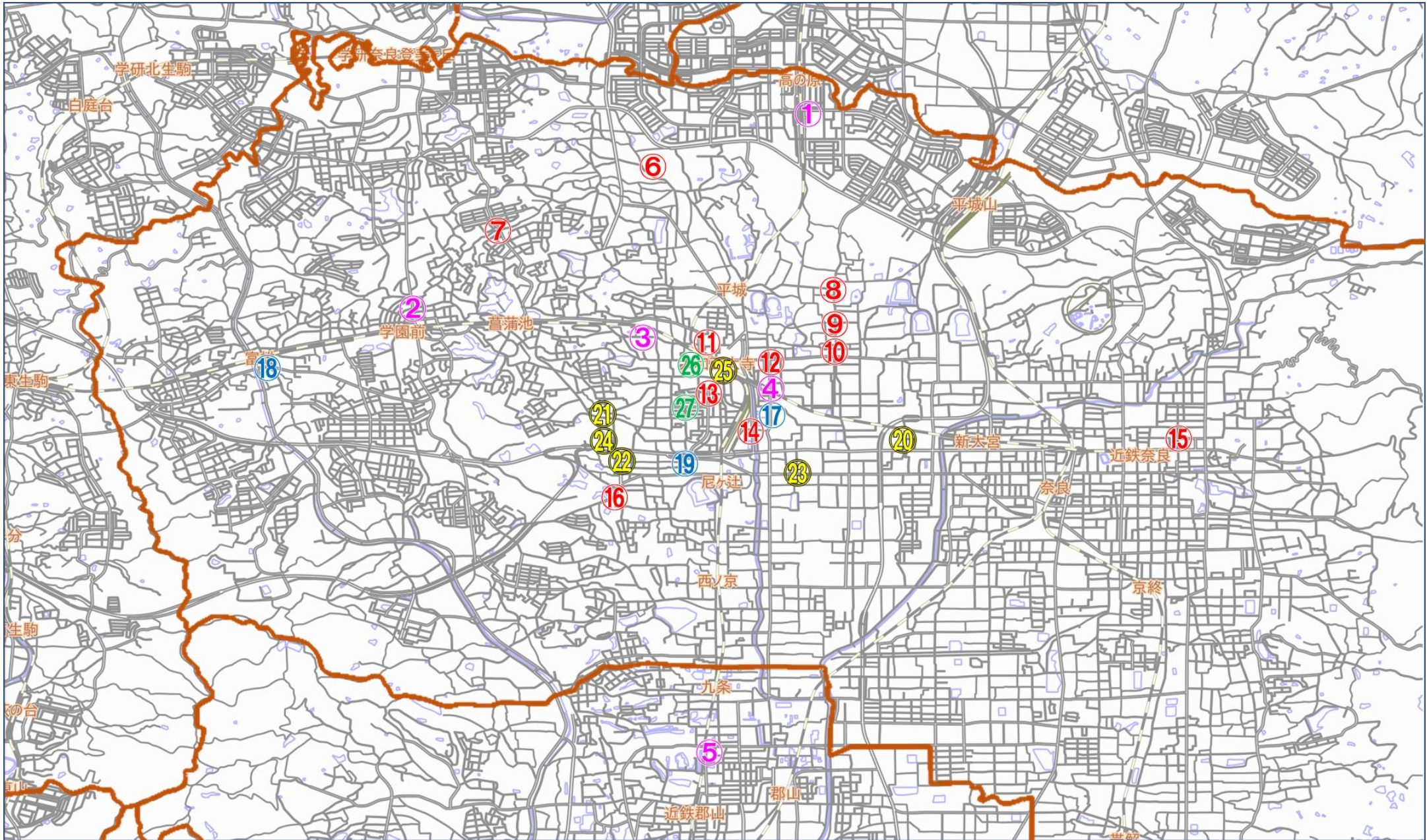
## 歩行者妨害に関する交通指導取締り件数の推移

〔交通年鑑（令和3年）〕令和4年奈良県警察本部発行より引用）

年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
件数	883	382	303	290	337	606	1155	1788	2570	3923



別紙2 記載箇所位置図





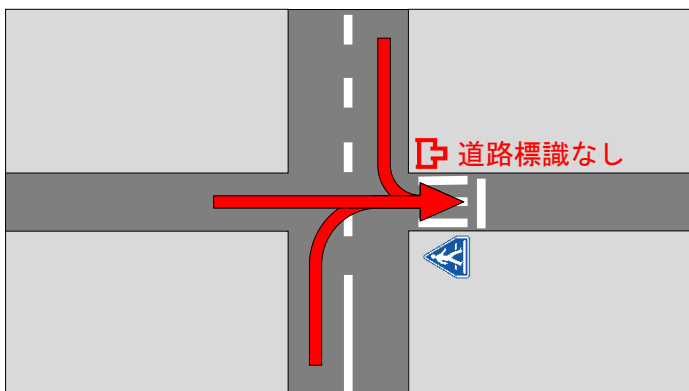
1 横断歩道の道路標識が未設置である箇所

(1) ①奈良市道中部第1114号線上の横断歩道（奈良市朱雀3丁目11番地先）



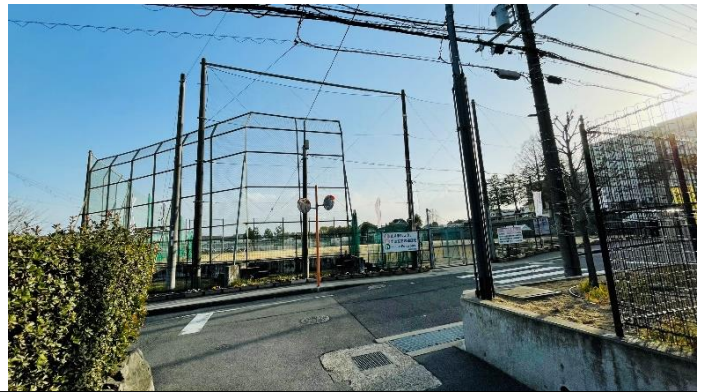
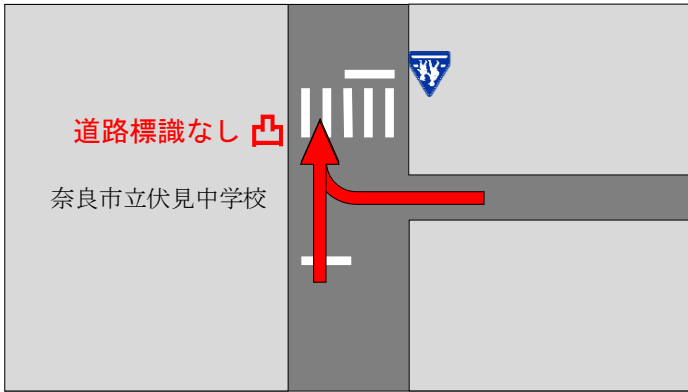
奈良市道中部第1124号線からの右左折車両に対する横断歩道の道路標識が未設置である。

(2) ②奈良市道西部第319号線上の横断歩道（奈良市学園朝日町637番48地先）



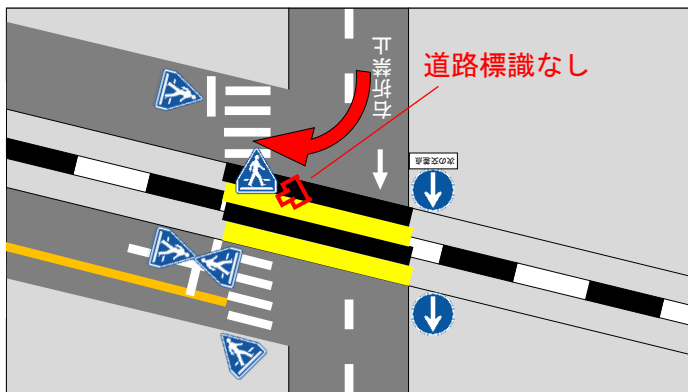
奈良市道西部第431号線からの東進車両及び奈良市道中部第1124号線からの右左折車両に対する横断歩道の道路標識が未設置である。

(3) ③奈良市道中部第682号線上の横断歩道（奈良市西大寺宝ヶ丘737番1地先）



西進車両及び奈良市道中部第1607号線からの右折車両に対する横断歩道の道路標識が未設置である。

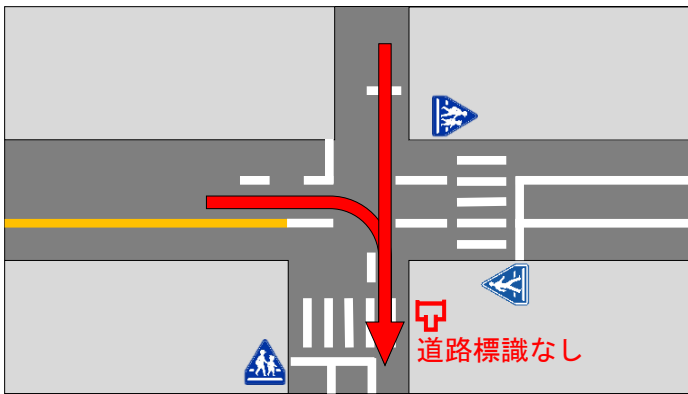
(4) ④奈良市道中部第559号線上の横断歩道（奈良市二条町3丁目106番2地先）



奈良県道奈良精華線（52号線）からの右折車両に対する横断歩道の道路標識が未設置である。

なお、踏切道の南側の交差点では南進車両に対する指定方向外進行禁止規制（右折禁止）があるが、踏切道の北側の交差点で同規制はない。当該交差点内にある右折禁止の表示は、どの場所に対するものかが分かりにくい。

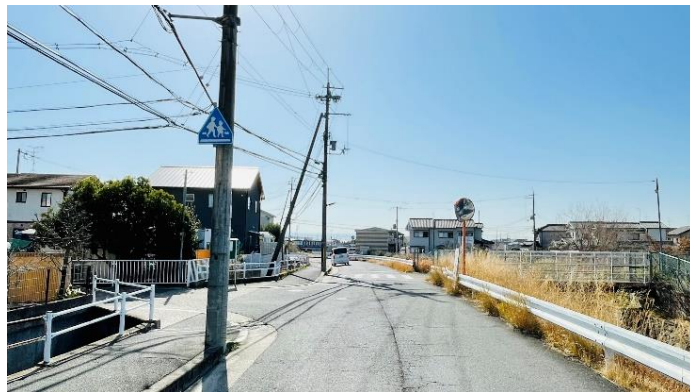
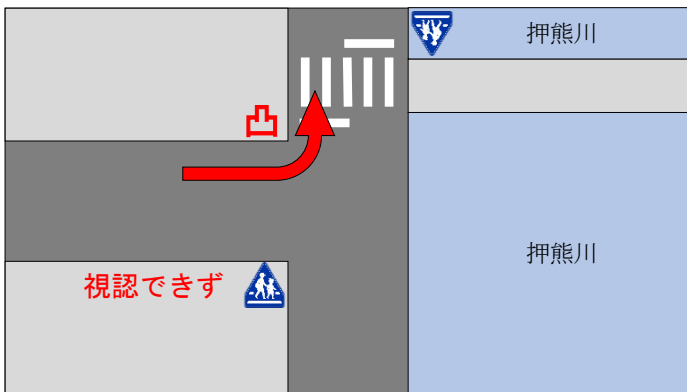
(5) ⑤大和郡山市道近鉄三の丸線（第275号線）上の横断歩道（大和郡山市北郡山町211番3地先）



大和郡山市道植槻筋線（第129号線）からの南進車両及び奈良県道奈良大和郡山斑鳩線（9号線）枝線からの右折車両に対する横断歩道の道路標識が未設置である。

## 2 横断歩道の道路標識が設置されているが右左折車両から視認できない位置にある箇所

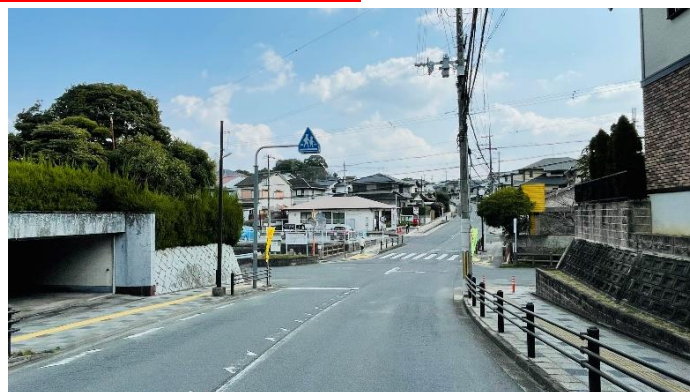
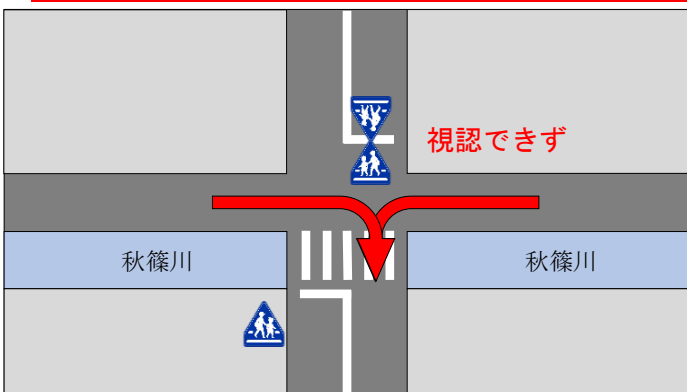
### (1) ⑥奈良市道中部第51号線上の横断歩道（奈良市押熊町651番5地先）



横断歩道の道路標識が両方向に設置されているが、奈良市道中部第1416号線からの右左折車両から視認できない位置にある上、北進車両に対するものは公安委員会により横断歩道を設けることとされたと思われる場所の路端と異なる位置にある。また、南進車両に対する停止線が交差点の流出部にあるため、当該横断歩道が他の箇所でもよく見られるような交差点内に設置されているものか、それとも交差点よりも南側の単路上に設置されているものかが分かりにくい。

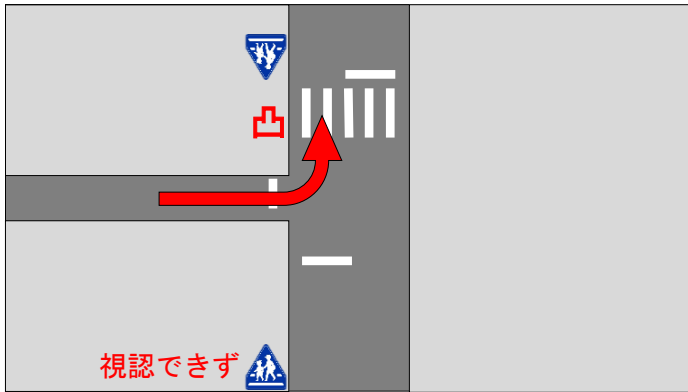
なお、奈良市道中部第1416号線を西進してきた車両に対しては、公安委員会による意思決定の手続を経て一時停止規制が行われているとは思わないのに、常に一時停止することを求めることを内容とする道路標識が設置されている。

### (2) ⑦奈良市道西部第86号線上の横断歩道（奈良市朝日町1丁目2番32地先）



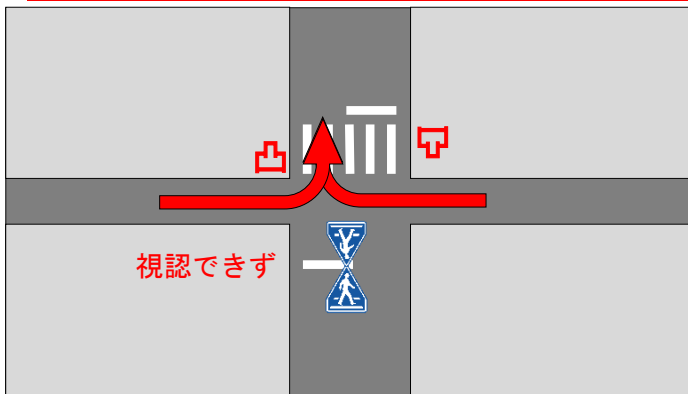
横断歩道の道路標識が両方向に設置されているが、奈良市道西部第280号線からの右左折車両から視認できない位置にある上、オーバー・ハング方式を用いたものは公安委員会により横断歩道を設けることとされたと思われる場所の路端と異なる位置にある。

(3) ⑧奈良県道木津平城線（751号線）上の横断歩道（奈良市歌姫町34番1地先）



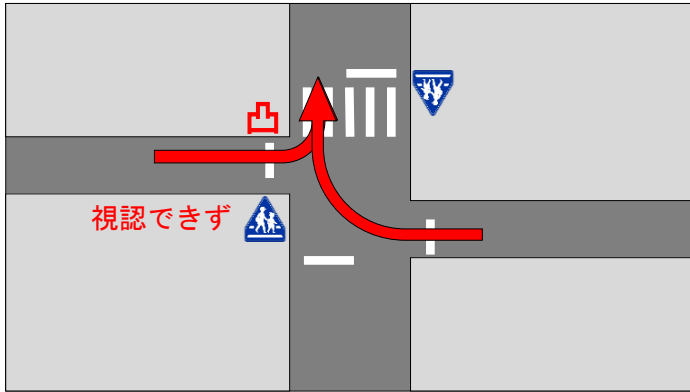
横断歩道の道路標識が両方向に設置されているが、奈良市道中部第76号線からの右左折車両から視認できない位置にある上、北進車両に対するものは公安委員会により横断歩道を設けることとされたと思われる場所の路端と異なる位置にある。また、南進車両に対する横断歩道の道路標識は、右側の路端に設置されているのに記号が右向きのもが用いられている。

(4) ⑨奈良県道木津平城線（751号線）上の横断歩道（奈良市佐紀町2958番地先）



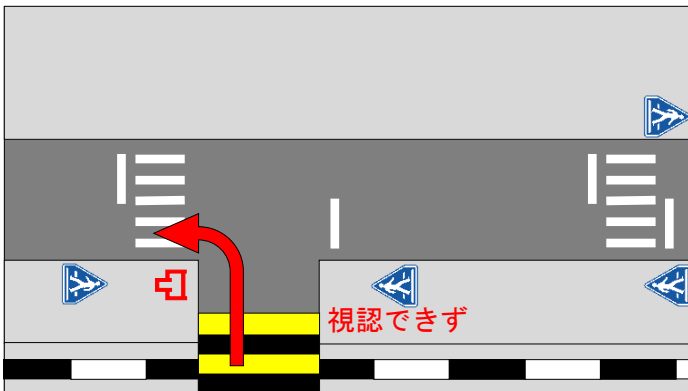
横断歩道の道路標識が両方向に設置されているが、奈良市道中部第202号線及び同第221号線からの右左折車両から視認できない位置にある上、公安委員会により横断歩道を設けることとされたと思われる場所の路端と異なる位置にある。なお、設置し直す場合は、既存の電柱を利用してオーバー・ハング方式を用いてもよい。

(5) ⑩奈良県道木津平城線（751号線）上の横断歩道（奈良市佐紀町2764番1地先）



横断歩道の道路標識が両方向に設置されているが、奈良市道中部第213号線及び奈良市道中部第230号線からの右左折車両から視認できない位置にある上、北進車両に対するものは公安委員会により横断歩道を設けることとされたと思われる場所の路端と異なる位置にある。

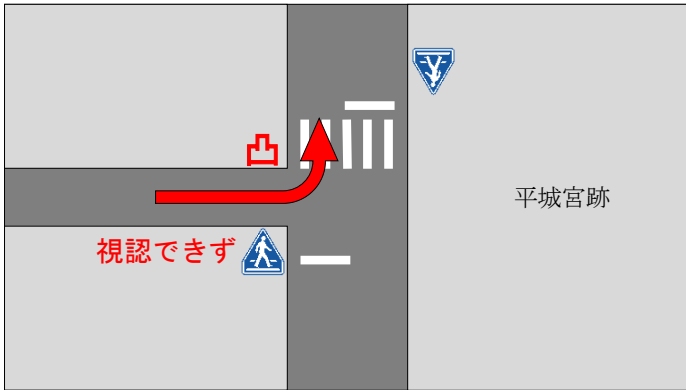
(6) ⑪奈良県道谷田奈良線（104号線）上の横断歩道（奈良市西大寺南町231番7地先）



横断歩道の道路標識が両方向に設置されているが、奈良市道中部第695号線（踏切道）からの左折車両から視認できない位置にある上、西進車両に対するものは公安委員会により横断歩道を設けることとされたと思われる場所の路端と異なる位置にある。

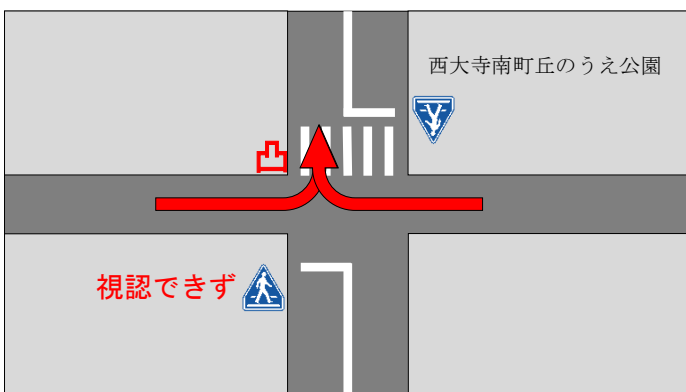
なお、当該踏切道の流出部の交差点内では車両が滞留しやすく、横断歩道を設置すること自体が適切でない。

(7) ⑫奈良県道奈良精華線（52号線）上の横断歩道（奈良市二条町2丁目70番地先）



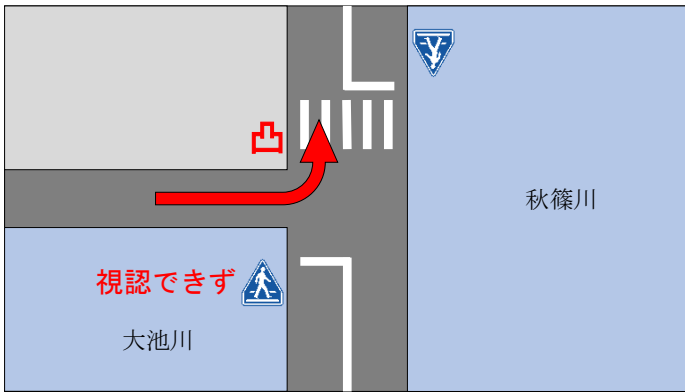
横断歩道の道路標識が両方向に設置されているが、奈良市道中部第561号線からの左折車両から視認できない位置にある上、北進車両に対するものは公安委員会により横断歩道を設けることとされたと思われる場所の路端と異なる位置にある。

(8) ⑬奈良市道中部第1500号線上の横断歩道（奈良市西大寺南町1丁目2127番地先）



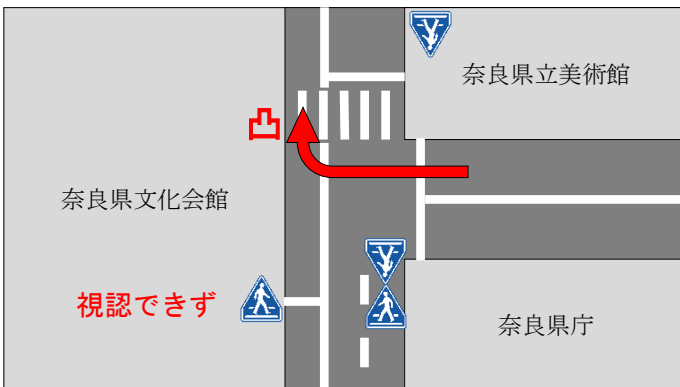
横断歩道の道路標識が両方向に設置されているが、奈良市道中部第1124号線からの右左折車両から視認できない位置にある上、北進車両に対するものは公安委員会により横断歩道を設けることとされたと思われる場所の路端と異なる位置にある。  
また、より適切な位置に標柱等があるのに、別途、より離れた位置に横断歩道の道路標識を設置することは適切でない。

(9) ⑭奈良県道奈良精華線（52号線）上の横断歩道（奈良市二条大路南5丁目454番1地先）



横断歩道の道路標識が両方向に設置されているが、奈良市道中部第549号線からの左折車両から視認できない位置にある上、北進車両に対するものは公安委員会により横断歩道を設けることとされたと思われる場所の路端と異なる位置にある。

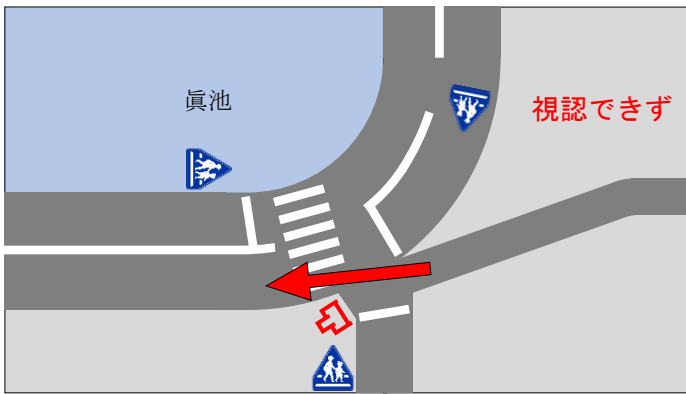
(10) ⑮奈良市道北部第361号線上の横断歩道（奈良市登大路町6番2地先）



横断歩道の道路標識が両方向に設置されているが、奈良県道木津横田線（754号線）からの右折車両から視認できない位置にある上、北進車両に対するもの及びオーバー・ハング方式を用いたものは公安委員会により横断歩道を設けることとされたと思われる場所の路端と異なる位置にある。



(11) ⑯国道308号上の横断歩道（奈良市平松5丁目699番1地先）



横断歩道の道路標識が両方向に設置されているが、奈良市道中部第757号線からの左折車両から視認できない位置にある上、南進車両に対するものは公安委員会により横断歩道を設けることとされたと思われる場所の路端と異なる位置にある。カーブがあり、その存在がその手前から十分に認識できないため、前方に横断歩道があることをあらかじめ示す目的で、横断歩道を設ける場所の必要な地点における路端よりも大幅に手前に設置されたと思われる。

なお、設置し直す場合は、新たに標柱を適切な位置に設けて横断歩道の道路標識を設置し、現在横断歩道の道路標識が設置されている位置に法定外の予告標識を設置することが考えられる。

### 3 横断歩道の道路標識が設置されているが横断歩道の道路標識と離れ過ぎて設置されている箇所

#### (1) ⑰奈良県道奈良精華線（52号線）上の横断歩道（奈良市二条町3丁目135番2地先）



横断歩道の道路標識が設置されているが、横断歩道又は自転車横断帯ありの道路標示の位置よりも手前に設置されている。  
なお、この地点における横断歩道は10年以上前に約30メートル北側に移設されたものであると思われるが、廃止されたと思われる横断歩道の道路標示が廃止されたものであるか、それとも廃止されていないものの摩耗等により消えかかっている状態であるかが分かりにくい。移設に際して横断歩道の道路標示のみを移動させ、横断歩道の道路標識を移動させることを怠ったものと思われる。

#### (2) ⑱奈良市道二条谷田線沿い横断歩道（奈良市富雄元町2丁目3365番2地先）



横断歩道の道路標識が設置されているが、交差点があり、その存在がその手前から十分に認識できないため、前方に横断歩道があることをあらかじめ示す目的で、横断歩道を設ける場所の必要な地点における路端よりも大幅に手前に設置され、又は、奈良市道二条谷田線からの左折車両に対するものとして設置されたと思われる。

しかし、西進車両から見て横断歩道は交差点の流出部にのみ設置され、交差点の進入部には設置されていないと思われるところ、現状では進入部にも設置されているものと誤認させる可能性が高く、また、左折車両に対するものとして設置するのであればより適切な位置に標柱等があるから、別途、より離れた位置に横断歩道の道路標識を設置することは適切でない。

#### (3) ⑲奈良市道中部第735号線上の横断歩道（奈良市菅原町16番11地先）



横断歩道の道路標識が設置されているが、カーブがあり、その存在がその手前から十分に認識できないため、前方に横断歩道があることをあらかじめ示す目的で、横断歩道を設ける場所の必要な地点における路端よりも大幅に手前に設置されたと思われる。

なお、設置し直す場合は、既存の標柱を利用して横断歩道の道路標識を設置し、現在横断歩道の道路標識が設置されている位置に法定外の予告標識を設置することが考えられる。

#### 4 誤認可能性のある法定外表示が設置されている箇所

##### (1) ⑳ 奈良市道中部第248号線上の法定外表示（奈良市二条大路南1丁目40番4地先）



2本の白線が表示されているが、法定の自転車横断帯の道路標示であるかどうか分かりにくい。公安委員会により自転車横断帯を設けることはされていないと思われる場所であるが、普通自転車の歩道通行部分の指定が行われている道路と接続している交差点であるので、なおさら誤認させる可能性が高まる。また、常に「一旦停止」を車両に求める記載のある法定外表示が設置されているが、交差点の流出部にこのような法定外表示を設置することは却って追突事故等の危険を生じさせている。仮に横断歩道等が設置されたとしても、交差点の流出部で常に「一旦停止」を車両に求めることは法定の規制内容を超えた事項を車両等に求めることを内容とするものであり、不適切である。

このような法定外表示を設置するのではなく、公安委員会が横断歩道及び自転車横断帯を設置すべきである。

##### (2) ㉑ 奈良市道中部第2号線上の法定外表示（奈良市疋田町1丁目111番地先）



2本の白線が表示されているが、法定の横断歩道の道路標示であるかどうか分かりにくい。

## 5 自転車横断帯があるが歩行者用信号機に歩行者自転車専用の標示がない箇所

### (1) ②国道308号及び奈良県道奈良生駒線（1号線）との交差点上の自転車横断帯（奈良市宝来町4丁目977番1地先）



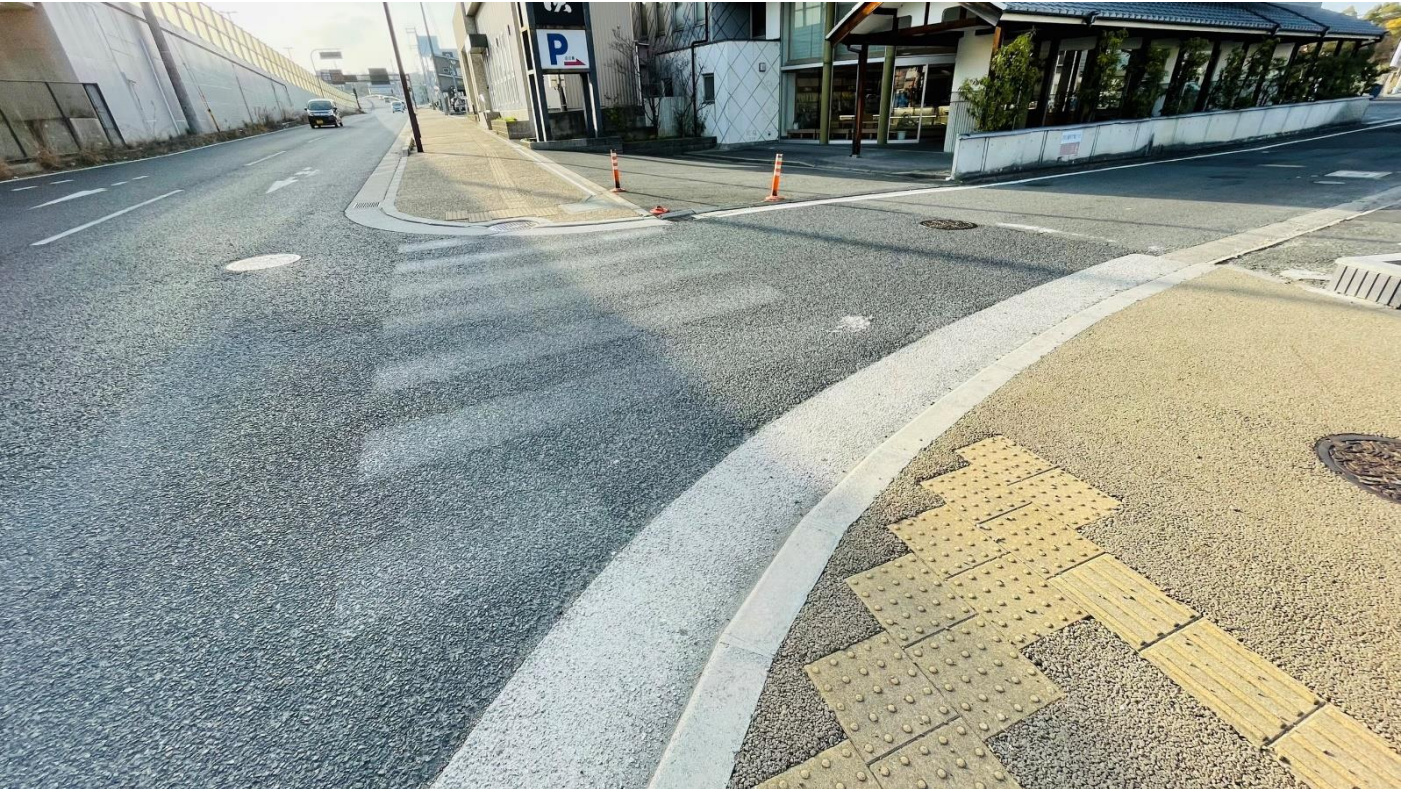
自転車横断帯があるが、歩行者用信号機に歩行者自転車専用の標示がない。歩行者自転車専用の標示を設置するための支柱だけ設けられている箇所もあり、標示板を設置することを失念していると思われる。  
なお、交差点名標識の向きが不適切な状態で長期間にわたって放置されている。

### (2) ③国道308号上の自転車横断帯（奈良市四条大路4丁目46番5先）



自転車横断帯があるが、歩行者用信号機に歩行者自転車専用の標示がない。なお、歩行者自転車専用の標示を設置するための支柱だけ設けられている箇所もあり、標示板を設置することを失念していると思われる。

6 横断歩道等の道路標示が摩耗等により消えかかっている状態その他の不適切な状態である箇所  
(1) ②4奈良市道中部第838号線上の横断歩道（奈良市宝来町980番2地先）



横断歩道の道路標示が廃止されたものであるか、それとも廃止されていないものの摩耗等により消えかかっている状態であるかが分かりにくい。

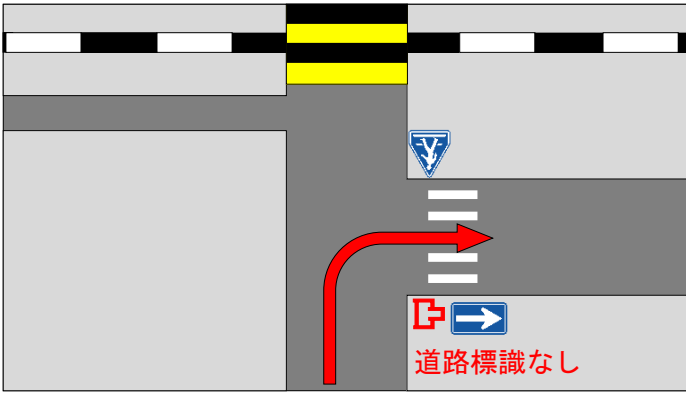
(2) ②5奈良市道中部第711号線上の横断歩道（奈良市西大寺国見町1丁目2334番2地先）



色の異なるタイルを組み合わせたものであるが、法定の横断歩道の道路標示であるかどうか分かりにくい。

## 7 提案により改善された箇所

### (1) ②⑥奈良市道中部第695号線上の横断歩道（奈良市西大寺小坊町224番6地先）



奈良市道中部第7号線からの右折車両に対する横断歩道の道路標識が未設置であった。令和3年9月に改善提案をしたところ、令和4年6月頃に新たに設置された。

### (2) ②⑦奈良市道中部第1511号線上の横断歩道（奈良市菅原東2丁目283番地先）



令和3年9月頃に新たに設置された横断歩道であるが、横断歩道の道路標識が横断歩道の道路標示から離れて設置されており、横断歩道の道路標示の地点とは別に横断歩道の道路標識が設置されている地点も横断歩道であると捉えられかねない状況であった。同月頃に改善提案をしたところ、令和4年6月頃により近接した電柱に移動された。

しかし、横断歩道の道路標識が公安委員会により横断歩道を設けることとされたと思われる場所の路端と異なり、法定外の予告標識を用いているものの、進行方向よりも奥の位置にある状態となっている。なお、横断歩道が設置される際に、横断歩道の道路標識の設置に最適な位置に既存の電柱があったのに、なぜかそれが撤去されてタイルが埋め直されるなど不適切な工事が実施された。本来であれば、当該電柱があった位置に新たに標柱等を設けて横断歩道の道路標識を設置しなければならない。

1 横断歩道ありの法定外の予告標識の例



2 横断歩道ありの法定外の予告標識の有効活用事例

